

# 利用許諾契約書(ノンクレジットライセンス 1.2)

## 【定義】

Music is VFR(以下「甲」という)

本製品を正規に購入されたお客様(以下「乙」という)

本製品に収録されているサウンド素材(以下「本素材」という)

## 第1条(利用許諾)

甲は乙に対し、本契約に定める通り、本素材の利用を許諾する。

## 第2条(権利の帰属)

本素材の著作権・著作隣接権は甲に帰属する。

## 第3条(著作者人格権)

乙は、本素材の利用にあたって、甲の氏名や屋号を表示することを要しない。

乙は、本素材を改変・編集・加工することができる。

乙は、性や暴力、又は特定の思想や信条を表現するため、或いはそれに伴う形で、本素材を利用できる。

その他、法律上妥当と判断される限り、甲はその著作者人格権の行使を放棄する。

## 第4条(利用許諾の範囲)

期間:制限を設けない。

回数:制限を設けない。

用途:第5条に掲げる禁止事項に抵触しない限り、自由な利用が認められる。

## 第5条(禁止事項)

乙は本素材を、他のもの(音声・映像コンテンツやプログラムなど)に組み込むことなく、単独で第三者に公開・提供することができない。

乙は本素材を、単独であるか否かを問わず、サウンド素材(特定の名称に限らず、実質的な本製品の競合品)制作のため、利用してはならない。

## 第6条(秘密保持)

甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の情報を、相手方の事前の文書による承諾なく、

本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。

## 第7条(契約内容の変更)

本契約の修正或いは変更は、甲乙間の文書による合意が無い限り効力を生じない。

## 第8条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約について甲乙解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

## 第9条(解除)

甲は、乙に本契約を継続しがたい重大な背信行為が認められた場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

## 第10条(管轄)

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、甲の住所を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。